

様式第2号（その2）（第2条関係）

火薬類（煙火）消費計画書
（人工雪崩を発生させることを目的とした消費）

1 保安距離

地区区分 （級）措置	最大の号数	観衆に対す る保安距離	観衆までの 実距離	保安物件に対 する保安距離	保安物件名 及び実距離
第 種地区 （級）措置	号	m	m	m	m

(1) 地区区分の設定根拠、措置区分

(2) 保安距離内にある建物等に対する保安措置

(3) 保安距離内にある建物等に対する保安措置

2 警戒区域の設定

警戒区域は人に対する保安距離以上で、かつ、消費により発生した雪崩の危険が及ばない範囲で設定する。

3 危険予防の方法

- (1) 警戒区域の周囲に赤旗を立てる等の措置を執り、係員以外の立入を禁止する。
- (2) 見張人を配置し、無線等で安全を確認した後に消費する。
- (3) 作業従事者は、煙火の消費及び消費により発生した雪崩によって危険が生じない安全な場所に配置して消費する。

4 煙火置場

(1) 設置位置

消費により発生した雪崩に対して安全で、かつ、火気を取り扱う場所から 20 m以上離して設置する。

(2) 構造

ア 建物 イ テント張り ウ 車両
エ 容器（背負い袋）に難燃シートをかける オ その他
別添構造図のとおり

(3) 警戒表示

「立入禁止」「火気厳禁」の表示をする。

(4) 責任者及び見張り人

責任者を選任して受払いを確実にを行うとともに、煙火等を存置する間、見張人を配置する。

5 消費作業

- (1) 強風その他の天候上の原因により危険の発生するおそれのある場合には、消費を行わない。
- (2) 警戒区域内の安全を確認しない限り、煙火の消費を行わない。
- (3) 煙火を運搬するときは、衝撃に対して安全な措置を講ずる。
- (4) 煙火は使用前に検査し異常のあるものは使用しない。
- (5) 煙火置場以外には、火薬類を存置しない。
- (6) 消費作業に必要な煙火は、消費場所に携行しない。
- (7) 煙火の消費作業に従事する者には、酒気を帯びさせない。
- (8) 消費作業に従事する者及び消費について関係のある者は、保安帽を着用する。
- (9) 不発煙火が出た場合は、安全確認後すみやかに回収し処理する。
- (10) 煙火を取り扱う場所の付近では喫煙し、又は火気を使用しない。
- (11) 煙火の取扱いにおいては、盗難予防に留意する。
- (12) 消費帳簿を備え付け、責任者が消費の都度、必要事項を明確に記載する。

6 煙火の保管

(1) 貯蔵場所

別紙「知事が指示する場所以外の庫外貯蔵所の状況」説明書又は火薬類保管承諾書のとおり

(2) 貯蔵にあたっての留意事項

ア 火災及び盗難の防止に留意する。

イ 出納帳簿を備え付け、責任者が出納の都度、必要事項を明確に記載する。

7 添付書類

- (1) 火薬類（煙火）消費作業従事者名簿
- (2) 緊急連絡系統図
- (3) 消費場所付近位置図
- (4) 「知事が指示する場所以外の庫外貯蔵所の状況」説明書又は火薬類保管承諾書

火薬類（煙火）消費作業従事者名簿

	氏名	年齢	免状又は所持手帳等	職務	法施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定
1				総括責任者	法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
2					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
3					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
4					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
5					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
6					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
7					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
8					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
9					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
10					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
11					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
12					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
13					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
14					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号
15					法規則第83条第1項 第1号・第2号・第3号・第4号

備考 火薬類取締法施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定の欄には、実施した判定項目に○をつけること。

緊急連絡系統図

消費者

(煙火消費総括責任者)

氏名 _____
TEL _____ () _____

事業者

(事業者責任者)

氏名 _____
TEL _____ () _____

_____ 部署 _____
TEL _____ () _____

_____ 部署 _____
TEL _____ () _____

_____ 部署 _____
TEL _____ () _____

_____ 部署 _____
TEL _____ () _____

「知事が指示する場所以外の庫外貯蔵所の状況」説明書

火薬類取締法施行規則第15条第1項の表(8)の項の規定により、下記のとおり安全な場所に貯蔵します。

記

貯蔵する場所の状況 (具体的に記載すること)	
貯蔵する場所の所在地	
貯蔵する火薬類の種類 及び最大貯蔵量	
設備の概要	

添付書類

- 1 設備の概要を示す図面及びその設備を設置した位置を示す建物の図面
- 2 庫外貯蔵所の周囲200メートル以内の地形図